

竹原市グループウェアシステム更新業務仕様書

令和6年9月

竹原市企画部企画政策課情報政策係

目 次

1	件	名		3													
2	目	的		3													
3	要	求	事	項		3											
4	調	達	範	囲		4											
5	導	入	ス	ケ	ジ	ュ	ー	ル		4							
6	納	品	成	果	物		4										
7	調	達	内	容	等		5										
8	デ	ー	タ	登	録	・	移	行		5							
9	シ	ス	テ	ム	稼	働	環	境	に	係	る	要	件		6		
10	操	作	マ	ニ	ュ	ア	ル	の	作	成	・	操	作	研	修		7
11	保	守	・	運	用	支	援		7								
12	そ	の	他		7												

1 件名

竹原市グループウェアシステム更新業務

2 目的

本市で現在利用しているグループウェアシステムは令和7年3月をもってサービスの終了を迎えるため、新たなグループウェアシステムを導入するものである。

3 要求事項

情報の円滑な流通や共有化を図るため、次の要求事項を満たすシステムとする。

(1) 操作が容易であること

過度に複雑な操作が不要であり、容易な操作で必要な機能が使用可能であること。

(2) 情報の共有化ができること

メール送受信について、庁内及び庁外（LGWAN・インターネット等）のメールを統合した管理が可能なこと。（庁内はグループウェア内とそれ以外はメール振り分けからグループウェアに入ってくるものに分けられる）

必要な情報の通知機能等、情報の共有化を促進する機能があること。

外部（スマホ、PC等のインターネット接続端末）から一定の操作（メール閲覧、スケジュール管理等）が可能であること。

(3) 適切な維持管理ができること

クライアントにインストール作業等を行う必要がなく、Webブラウザのみで動作すること。

人事異動等における大量の職員情報変更時には、職員・所属等の人事情報をCSVファイル等から一括で登録できることとし、指定した日に一括で置き換わるような予約登録ができること。また、適切な登録ができるよう、データ確認等の支援を行うこと。

(4) 信頼性が確保できること

重要な情報を扱うことから、グループウェアシステムに加えデータベース等は信頼性の高いソフトウェアを使用し、バックアップ機能についても、信頼性の高いハードウェア及びソフトウェアを使用すること。

データセンターについては、「9 システム稼働環境に係る要件の(3)」のとおりとし、必要な設備等が整備されていること。

(5) セキュリティ対策が徹底されていること

ウイルス対策ソフトによるウイルス感染対策、及び外部への情報漏えい

対策を有したシステムであること。

(6) 円滑な導入ができること

稼働予定日までのスケジュールを提示するとともに、稼働までのシステム導入全般を十分に管理可能な者が責任者となり、システム導入を円滑に行うことができる体制を整備すること。

また、全職員が日常的に利用するものであることから、本稼働日までに十分な操作研修の実施や、既存グループウェアとの並行運用期間を設けるなど本稼働時に問題が起こらないようすること。

(7) 保守対応を行うこと

短時間の障害であっても影響が大きいことから、障害時において迅速な対応ができる保守体制であること。

(8) 拡張性に優れていること

将来的な本市の業務効率向上につながる提案を行うこと。

4 調達範囲

本事業における業務範囲及び利用者数は以下のとおりとする。

(1) 業務範囲

- ア 計画準備及び資料収集整理
- イ システム構築
- ウ データ及びシステム移行
- エ データ及びシステムセットアップ
- オ 教育研修及び操作マニュアルの作成
- カ システム運用保守
- キ その他、システム構築・運用に想定される業務

(2) アカウント数、端末台数

ア アカウント数

個人ユーザーは約 3 5 0 アカウント、組織ユーザーは約 3 0 アカウトであり、今後多少の増加が見込まれるものとする。

イ 端末台数

約 3 1 5 台であり今後多少の増加が見込まれるものとする。

5 導入スケジュール

システム導入全般を十分に管理可能な者が本システム導入の責任者となり、システム導入を円滑に行うことができる体制を整備するものとする。

(1) システム構築期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日

(2) システム本稼働日

令和7年4月1日（予定）

※ システムについては本市と協議の上、事前に十分なテスト期間（職員が実際に操作できる期間）を設け本稼働に臨むこと。また、システム本稼働日については、本市と協議の上決定することとし、令和7年4月1日以前の日付で対応すること。

6 納品成果物

本業務における納品成果物は下記のとおりとし、電子データとして納品すること。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) システム仕様書
- (3) システム操作説明書
- (4) テスト結果報告書
- (5) 研修計画書
- (6) 職員研修マニュアル
- (7) 打合せ資料及び議事録

7 調達内容等

構築するシステムに求める基本要件は以下のとおりとする。具体的な機能仕様については、「機能要件一覧」を参照すること。

- (1) 前提条件
 - ・ LGWAN-ASP 利用のクラウドサービスであることとし、システム提供元のデータセンターを利用する。（本市庁舎内にサーバー機器は設置しない）
 - ・ WEB システムであること。
 - ・ パッケージシステムであること。
- (2) 必須機能
 - ・ ポータル
 - ・ 電子メール
 - ・ 掲示板
 - ・ スケジュール
 - ・ 施設予約
 - ・ ファイル管理機能

8 データ登録・移行

次のとおりデータの初期登録を行うこと。

- (1) 対象データ
職員情報、役職情報、組織情報、施設情報等、グループウェアを使用する上で必要なデータ。
- (2) データ移行
現行のグループウェアに登録しているデータの移行は不要とする。

9 システム稼働環境に係る要件

構築するシステムに求める稼働環境に係る要件は以下のとおりとする。

- (1) 基本的事項
 - ア 新たなソフトウェアのインストールが不要なシステムを導入すること。
必要な場合は、受託者が手順書を示すなどの支援をすること（クライアントの初期化、入替時の対応も含む）。なおソフトウェアの内容及びインストール方法については、本市と協議の上決定すること。
 - イ システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受託者が用意すること。
 - ウ システムの速度性能は、日常業務運用において、業務の効率的な進行に支障がないものとする。
 - エ 現行のネットワーク環境及びクライアントでの動作を保証すること。
- (2) クライアント端末要件
クライアント PC は本市 LGWAN 系ネットワークに接続された既存の端末を使用し、動作要件については、下記に示すスペック、仕様で動作可能であること。
 - ・ OS : Windows10Pro (64bit) (日本語)、Windows11Pro (64bit) (日本語)
 - ・ ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome
- (3) データセンター要件
 - ア データセンター及びデータバックアップ先が日本国内であること。
 - イ 地震に伴う津波の被害を受けない場所に設置されていること。
 - ウ 24 時間 365 日の有人監視又はそれに代わる体制及びシステムにより常時運用監視されていること。
 - エ 耐火、防水構造であること。
 - オ 耐震又は免震構造であり、震度 7 クラスの地震に耐えうること。
 - カ 火災検知及び消火設備を設置し、適切な防火対策を行っていること。
 - キ 空調機は 24 時間 365 日運転を行っており、温度や湿度を適切に保っていること。
 - ク 複数系統受電、無停電電源装置、自家発電設備の設置など、停電時でもシステムが運用できるよう対策を行っていること。

ケ 入退室管理は生体認証や監視カメラの設置等の対策が講じられていること。

コ 不正アクセスやウイルス対策等に万全を期すこと。

サ サーバーやネットワーク機器等の故障や障害が発生してもシステムの停止やデータの消失がないよう対策を講じること。

シ 稼働状況の異常を検知した場合には、迅速に対応を行うこと。

10 操作マニュアルの作成・操作研修

操作マニュアル・操作研修は以下のとおりとする。

- (1) 操作マニュアルは、システム管理者向けと利用者向けを作成すること。
- (2) 新システムへ円滑に移行できるよう、受託者は操作研修を行うものとするが、詳細は発注者、受託者協議の上、決定する。

11 保守・運用支援

次のとおり保守及び運用支援を行うこと。

- (1) 保守
 - ・ 対応時間は原則として開庁日の 8:30～17:15 とし、同時間内において迅速な対応を行うこと。
 - ・ 機器の交換やシステムの再インストール等、障害や不具合の対応に時間を要する場合は、障害等の状況により、対応時間外であっても対応可能であること。
 - ・ システムのバージョンアップについては、保守の範囲で対応すること。
- (2) 運用支援
 - ・ 対応時間は原則として開庁日の 8:30～17:15 とし、本市担当者からの問い合わせに即時対応できるようヘルプデスクを設置すること。

12 その他

- (1) 仕様の詳細については、本業務の受託者に決定した者と本市で協議の上確定するものであること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項であっても、システムを正常に稼働させるため必要な事項については、必ず提案すること。
- (3) 納入に際して本市が不用と判断する梱包材、付属品、マニュアル類については、受託者の責任において撤去すること。